

広島県告示第五百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十六年十月二日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年九月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

乙瀬小方線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
大竹市小方ヶ丘一八五番三二五地先から 大竹市小方ヶ丘一八五番三二〇地先まで			九・四〇〇 一九・五〇〇	一六二・九〇	
			九・四〇〇 二八・四〇〇	一六二・九〇	拡幅